

利 用 料 金 (令和2年4月1日現在)

(1) サービス提供利用料

介護サービス (1日につき)

	所要時間	
	6時間以上	
	7時間未満	
要介護1		670円
要介護2		801円
要介護3		929円
要介護4		1,081円
要介護5		1,231円

介護予防サービス (1ヶ月につき)

要支援1	1,721円
要支援2	3,634円

(2) サービス提供利用料加算

入浴介助加算 (介護)	50円/回
リハビリテーションマネジメント加算 (介護)	330円/月
短期集中個別リハビリテーション実施加算 (介護) 退院日または認定日から3ヶ月以内	110円/回
運動機能向上加算 (介護予防)	225円/月
サービス提供体制強化加算 (I) イ	
要支援1	72円/月
要支援2	144円/月
要介護1～5	18円/回
介護職員処遇改善加算 (I)	所定単位数に4.7% を乗じた単位数
介護職員等特定処遇改善加算 (I)	所定単位数に2.0% を乗じた単位数

(3) 実 費

- ・食費(昼食代、おやつ等を含む) 550円
- ・日用品 105円+税
- (バスタオル・入浴用タオル・おしぼり・シャンプー・リンス・石鹸等)

通所リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定通所リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、その1割の額とします。なお、法定代理受領サービスに該当しない指定通所リハビリテーションを提供した場合は、一旦ご利用料金全額を頂き、サービス提供証明書を発行致しますので、これをお住まいの市区町村にご提供の上、差額の払い戻しをお受け下さい。

※平成30年8月から一定以上の所得がある方については利用者負担が2～3割となります。